

2020年（令和2年）11月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税に係る諸届の受付に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2020年（令和2年）10月29日付けで諮問（第1042号）された法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税に係る諸届の受付に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会に対して，検察官，検察事務官及び司法警察員としての職務を行う者へ原動機付自転車等の所有者関係情報（氏名，住所，標識番号，車台番号等）を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては，2006年（平成18年）9月14日の藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）において，個別に審議会に諮問の手続を経ることなく，本市の判断基準（以下「ガイドライン」という。）に基づく包括的な取扱いが認められている。（答申第212号）

今回，捜査関係事項照会書により，原動機付自転車の所有者に関する情報及び標識交付申請に係る添付書類等について，伊東警察署司法警察員から目的外

提供の依頼があったため、当該個人情報の利用目的を確認したところ、詐欺及び私文書偽造の捜査のために必要である旨の回答を得た。詐欺及び私文書偽造は、ガイドラインの対象となるべき刑法犯に含まれていないため、条例第12条の規定に基づき、審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供される個人情報が含まれる文書及び個人情報

(イ) 廃車申告受付書の写し

車名、種別、総排気量、車台番号並びに譲受人（照会対象者）の住所、氏名及び印影

なお、型式、廃車年月日及び廃車申告受付書発行年月日については、本市の登録外の情報であり、標識番号、納税義務者、所有者、使用者、譲渡証明書の証明年月日並びに譲渡人の住所、氏名及び印影については、照会対象外の個人情報であることから、非公開処理を施すこととする。

(ロ) 照会対象者本人の運転免許証の写し

(ハ) 定置場の賃貸借契約書の写し

賃借人（照会対象者）の住所、氏名及び印影並びに建物所在

なお、賃貸人の住所、氏名及び印影、建物の種類、構造及び床面、賃料、敷金並びに契約年月日については、照会対象外の個人情報であることから、非公開処理を施すこととする。

(ニ) 本市が照会対象者に対し発行した標識番号、車台番号等登録に係る関係書類一式

a 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書の写し

申請年月日、申告の理由、標識番号、納税義務発生年月日、納税（申告・報告）義務者（所有者及び使用者）の住所又は所在地、氏名又は名称（フリガナ）、印影、生年月日及び電話番号、届出者の住所又は所在地、氏名又は名称（フリガナ）及び電話番号、所有形態、主たる定置場、車名、車台番号、総排気量又は定格出力並びにご当地ナンバープレートの希望

なお、型式及び年式、原動機の形式並びに型式認定番号については、本市の登録外の情報であり、販売譲渡証明書欄の証明年月日、住所又は所在地、氏名又は名称、印影及び電話番号については、照会対象外の個人情報であることから、非公開処理を施すこととする。

b 原動機付自転車標識交付証明書の写し

標識番号、主たる定置場、所有者の住所（所在地）、氏名（名称）及び生年月日、車名、車台番号、総排気量又は定格出力、種別並びに証明年月日

イ 目的外提供の相手方

伊東警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(イ) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2

項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、公務所又は公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した伊東警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外提供の必要性

本件照会の具体的な必要性について、伊東警察署司法警察員に確認したところ、次のように述べている。

照会対象者は、標識交付申請に係る添付書類等を偽造し、本市及び複数の市町村の原動機付自転車の標識を不正に取得した疑いがあり、詐欺又は私文書偽造の疑いで捜査している。廃車証明書の写しについては、複写した廃車証明書を用いて複数の市町村に標識交付申請を行っているため、本市への申請時に添付した廃車証明書を確認する必要がある。本人の運転免許証の写しについては、申請時に添付した運転免許証を偽造している疑いがあるため、本人に交付している運転免許証と同一のものか確認する必要がある。定置場の賃貸借契約書の写しについては、実際には契約していない建物についての賃貸借契約書を偽造している疑いがあるため、契約の実態を調査する必要がある。

本件照会は、公共の秩序の維持に必要な捜査をするために、正当な権限を有する者によって行われるものであり、この照会の目的外提供に係る個人情報には、原動機付自転車の所有者に関する情報及び標識交付申請に係る添付書類等であり、ほかから収集する代替手段が存在しない。照会の趣旨等を勘案すると、本件照会の正当性及び妥当性は認められる。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、本件は犯罪捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があり、本人通知をした場合には、捜査の遂行に支障が生じると照会元に確認していることから、本人に通知しないことについて、合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとする。

(4) 実施時期（予定年月日）

2020年（令和2年）11月12日以降

(5) 添付書類

ア 捜査関係事項照会書（写）

イ 回答書（案）

ウ 軽自動車税の課税に関して本市が保有している原動機付自転車等に係る所有者情報について、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第

2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン
エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した伊東警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、伊東警察署司法警察員に確認したところ、次のように述べている。

照会対象者は、標識交付申請に係る添付書類等を偽造し、本市及び複数の市町村の原動機付自転車の標識を不正に取得した疑いがあり、詐欺又は私文書偽造の疑いで捜査している。廃車証明書の写しについては、複写した廃車証明書を用いて複数の市町村に標識交付申請を行っているため、本市への申請時に添付した廃車証明書を確認する必要がある。本人の運転免許証の写しについては、申請時に添付した運転免許証を偽造している疑いがあるため、本人に交付している運転免許証と同一のものか確認する必要がある。定置場の賃貸借契約書の写しについては、実際には契約していない建物についての賃貸借契約書を偽造している疑いがあるため、契約の実態を調査する必要がある。

また、実施機関では、本件照会は、公共の秩序の維持に必要な捜査をするために、正当な権限を有する者によって行われるものであり、この照会の目的外提供に係る個人情報は、原動機付自転車の所有者に関する情報及び標識交付申請に係る添付書類等であり、ほかから収集する代替手段が存在しない、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、本件は犯罪捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があり、本人通知をした場合には、捜査の遂行に支障が生じると照会元に確認している、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上